

地域密着型介護老人福祉施設 重要事項説明書

あなたに対する施設サービス提供開始に当たり、厚生省令第39号第4条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

1. 当施設が提供する相談窓口

電 話	0 9 7 2 - 2 7 - 8 6 2 2	(平日 午前8時～午後5時まで)
F A X	0 9 7 2 - 2 7 - 8 6 2 1	
担当者	生活相談員	前田 修二

2. 法人の概要

名 称 (法人種別)	社会福祉法人	百徳会
代表者 氏 名	理事長	小寺 隆元

3. 施設の概要

(1) 施設の名称等

施設の名称	地域密着型介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム) 彦岳の太陽 ユニット型
施設の代表者	管理者 澤木 五月
所在地	大分県佐伯市大字狩生 418 番地 2
介護保険指定番号	4 4 9 0 5 0 0 2 2 2

(2) 従業者の職種、員数及び職務内容

- ・ 管理者 1 名
施設の業務を統括する。また、職員の指揮監督を行います。
- ・ 医師 1 名 (嘱託医)
入居者の診察、健康管理及び保健衛生指導を行います。
- ・ 生活相談員 1 名
入居者の日常生活についての相談、援助、及びこれら計画の企画立案を行います。
また、入退所に関する業務を行います。
- ・ 看護職員 常勤換算方法で 1 名以上
入居者の看護、医師の診察の補助、健康管理及び保健衛生業務を行います。
- ・ 介護職員 常勤換算方法で 8 名以上
入居者の日常生活の介護、介助、指導、援助を行います。
- ・ 栄養士 (管理栄養士) 1 名
給食献立の作成、入居者の栄養指導、栄養管理を行います。
- ・ 機能訓練指導員 1 名
入居者の機能回復、機能維持に必要な訓練、指導を行います。
- ・ 介護支援専門員 1 名
施設サービスの計画の作成、進行管理及び評価を行います。
- ・ 調理員 2 名以上
栄養士 (管理栄養士) の作成した献立表による調理、配膳等を行います。

※ 必要に応じて定数を超え、またはその他の従業者を置くことがあります。

(3) 施設設備の概要

定員 20 名

各室の種類	室 数	面 積	1人当たり面積
居 室 1人部屋	20 室	305.05 m ²	15.25 m ²
共同生活室	2 室	117.36	5.87
介助浴室	1 室	9.7	
機械浴室	1 室	25.56	
医務室	1 室	11.08	
地域交流スペース	1 スペース	38.53	
セミパブリックスペース	1 室	21.67	

4. 事業の目的と運営方針

事業の目的	この事業は、適正な運営を確保する為に人員及び管理運営等に関する事項を定め、施設で介護の提供に当る従業員が要介護状態にある高齢者等に対して適正な介護を提供することを目的とします。 また、地域に開かれた施設として地域交流を積極的に進めるとともに、実習生の受け入れも積極的に行うことで、将来を担う人材を育成する実習施設としての役割も果たします。
施設の運営	施設サービス計画に基づき、可能な限り居宅における生活への復帰を念頭に、入浴、排泄、食事などの介護、相談援助、社会生活上の援助を行う事により、入居者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営む事ができるようにすることを施設の運営方針としています。

5. 施設サービスの内容

(1) 居室は、ユニット型個室の居室です

(2) 介護保険給付サービス

種 類	内 容
食 事	・ 栄養士（管理栄養士）の立てる献立表により、栄養と入居者の身体状況に配慮したバランスに富んだ食事を提供します ・ 食事はできるだけ離床して食堂で食べていただけるように配慮します（食事時間） - 朝食 8:00 ～ 9:00 - 昼食 12:00 ～ 13:00 - 夕食 17:00 ～ 18:00 ※ 基本的には入居者の生活リズムに合せた食事の提供を行います。
排 泄	・ 入居者の状況に応じて適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います ※ 尊厳の保持には特に注意いたします
入 浴	・ 個別浴槽によりプライバシーに配慮したご家庭に近い環境での入浴を心掛けます ・ 原則として年間を通じて週 2 回以上の入浴又は清拭を行います ・ 寝たきり等で座位のとれない方は、機械浴を用いての入浴を行います ※ 尊厳の保持には特に注意いたします
日常生活上の世話など	・ 寝たきり防止のため、出来る限り離床に配慮します ・ 入居者の状況に応じて適切な口腔ケアを行います ・ シーツ交換は週 1 回、寝具の消毒は月 1 回実施します

機能訓練	・機能訓練指導員により、入居者の状況に適合した日常生活上で行える機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます
健康管理	・嘱託医師により、週 1 回診察日を設けて健康管理に努めます。また緊急等必要な場合には協力医療機関等に責任をもって引き継ぎます。 ・入居者が外部の医療機関へ通院する場合は、その送迎及び付き添いについて出来るだけ配慮しますが、合せてご家族による付き添い、医師との面談を推奨しています <当施設の嘱託医師> ※老人福祉法上の配置医師 ◎ 医 師 木村 頼雄 診療科目 内 科 診療日時 週 1 回 <協力医療機関> ◎ 社会医療法人 小寺会 彦陽クリニック ◎ 牧歯科医院
社会生活上 の便宜	・当施設では必要な教養娯楽設備を整えるとともに、施設での生活を実りあるものにするために、適宜レクリエーション行事を企画します。 ・主な娯楽設備・・・大型テレビ、プロジェクター、カラオケ機器 等 ・主な施設の行事 ① 書道、学習・音楽療法、カラオケ、塗り絵、リハビリ体操 ボランティア フラダンス、大正琴、カラオケ、皿回し、日本舞踊 等 ② 施設所有の自動車で散策 ③ 小学校、幼稚園児童との世代間交流 ④ 行事食・手作りおやつ、選択食など献立の充実 ⑤ 各種季節行事（お花見・ソーメン流し・盆踊り・敬老会・クリスマス忘年会・餅つき等） ・行政機関に対する手続きが必要な場合には、入居者及びご家族の状況に応じて代行いたします。

6. 利用料金及びその他の費用の額 (令和7年4月1日改定)

(1) ユニット型 個室 施設利用料 (単位 円) (1割負担の場合)

介護度	利用者負担段階	ユニット型個室 (1日につき)			加算金額					
					1日につき			1月につき		
		基本料	居住費	食費	日常生活継続支援	看護体制Ⅰ	栄養マネジメント強化	協力医療機関連携Ⅰ	科学的介護推進体制	処遇改善
要介護 1	1	682	880	300	46	12	11	100	40	介護職員等処遇改善加算Ⅰ (所定単位数の14.0%)
	2		880	390	46	12	11	100	40	
	3①		1,370	650	46	12	11	100	40	
	3②		1,370	1,360	46	12	11	100	40	
	4		2,066	1,445	46	12	11	100	40	
介護 2	1	753	880	300	46	12	11	100	40	
	2		880	390	46	12	11	100	40	
	3①		1,370	650	46	12	11	100	40	
	3②		1,370	1,360	46	12	11	100	40	
	4		2,066	1,445	46	12	11	100	40	
介護 3	1	828	880	300	46	12	11	100	40	
	2		880	390	46	12	11	100	40	
	3①		1,370	650	46	12	11	100	40	
	3②		1,370	1,360	46	12	11	100	40	
	4		2,066	1,445	46	12	11	100	40	
介護 4	1	901	880	300	46	12	11	100	40	
	2		880	390	46	12	11	100	40	
	3①		1,370	650	46	12	11	100	40	
	3②		1,370	1,360	46	12	11	100	40	
	4		2,066	1,445	46	12	11	100	40	
介護 5	1	971	880	300	46	12	11	100	40	
	2		880	390	46	12	11	100	40	
	3①		1,370	650	46	12	11	100	40	
	3②		1,370	1,360	46	12	11	100	40	
	4		2,066	1,445	46	12	11	100	40	

※「介護保険負担割合証」により介護報酬の1割または2割・3割の額が自己負担金となります。

※協力医療機関連携加算Ⅰは令和7年4月1日からは50円/月(1割負担の場合)となります。

- ・「食費」は日額とし、提供する食事の材料費及び調理費にかかる費用です。
- ・「居住費」とは当施設に居住し居室・設備等を利用することにかかる費用です。
- ・食費及び居住費は、物価変動等(燃料費・食材費他)により改定することがあります。

以下の自己負担額は負担割合が1割の場合を記します。

- ・入居後30日に限り「初期加算」として上記料金に1日あたり300円(自己負担額30円)、協力医療連携加算50単位(50円)/日、生産性向上加算10単位(10円)/日(1割負担の場合)が加算されます。
- ・入居期間中に入院、または自宅に外泊した期間の取り扱いについては、介護保険給付の扱いに応じた料金(外泊時費用246円/日と居住費)となりますのでご了承下さい。
- ・次の加算を算定する場合もあります。
生活機能向上連携加算Ⅱ1(200円/月)、療養食加算(6円/1食)
退所時情報提供加算(250円/回)、経口移行加算(28円/日)
経口維持加算Ⅰ(400円/月)、経口維持加算Ⅱ(100円/月)
- ・看取り介護加算(31日から45日前 72円/日、4日から30日前 144円/日、2・3日前 680円/日、当日 1,280円)

- ・入院期間が3か月を超えない場合で、なお且つ退院後に入居を希望される場合は、居室をお取り置きすることができますが、その場合には居住費を負担限度額に応じて徴収させていただきます。（段階が第4段階の方は全額負担となります）
- ・施設における行事や外出等にかかる費用のうち、入居者自身による負担が適当と認められる場合には、要した費用の実費をいただくことがあります。

（２）利用料の軽減について（介護度別段階にて算定済み）

- ① 「食費」「居住費」の日額については、所得に応じた軽減措置として入居者自己負担金の限度額が定められています。
- ② その他、市町村が実施する「高額介護サービス費」等による軽減措置もあります。

（３）その他の料金

区 分	利 用 料
特別な室料	1日500円 203、205、206、207、208、210、228 230、231、232号室の10部屋
日常生活品の購入、代行サービス	購入依頼のあった物品を購入するのに要した金額の実費
特別な食事	要した費用の実費（喫茶等に掛かるお菓子代）
日常生活に要する費用で本人に負担いただくことが適当であるもの	日常生活品の購入代金 レクリエーション費用 等
その他	個人的に使用する電気器具の利用料・1日50円 （3品まで、4品目からは1日100円） （例）テレビ代、電気毛布代、個人使用の介護用具等 持ち込み不可の電気器具もありますのでご相談ください 酸素代・別紙料金表参照 コピー代・1枚10円 理美容代・実費

7. 緊急時における対応方法

施設サービスを提供中に入居者の病状が急変し、その他緊急事態が生じた場合には、速やかに施設長及び嘱託医に報告し、その指示を受け対処いたします。

当施設は、万全の体制でサービスの提供に当たりますが、万一事故が発生した場合には、速やかに入居者の家族、関係市町村等に連絡するとともに、事故に遭われた方の救済、事故の拡大防止などの必要な措置を講じます。また、入居者に賠償すべき事故が発生した場合は、誠意をもって速やかに損害賠償を行います。

8. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める「介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）彦岳の太陽消防計画」にのっとり対応を行います。			
近隣との協力関係	近隣防災協定を締結し、非常時の相互の応援を約束しています。			
平常時の訓練等 防災設備	別途定める「介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）彦岳の太陽消防計画」にのっとり、夜間及び昼間を想定した避難訓練を入居者の方も参加して定期的に実施します。（設備の個数は施設全体のものです）			
	設備名称	個数等	設備名称	個数等
	スプリンクラー	281	屋内消火栓	2
	消火器	13	非常通報装置	2
	自動火災報知機	99	防火扉	3ヶ所
	誘導灯	20	非常用電源	1台
	ガス漏れ報知機	1	カーテン布団等は防災性能あり	

9. 当施設ご利用の際に留意いただく事項

来訪・面会	来訪者は、面会時間を遵守し、必ずその都度職員に届け出てください。 また、衛生管理上の観点から、食料品等の差し入れをされる場合には、事前に職員にご相談ください。
外出・外泊	ご家族の付き添いによる入居者の個人的な外出・外泊を推奨していますが その際には必ず行き先と帰設予定時刻を職員に申し出てください
嘱託医以外の医療 機関への受診	嘱託医師以外の医療機関に受診する場合は、事前に、看護師または 生活相談員にご相談ください。
居室・設備 器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法にしたがってご利用下さい。 これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことが あります。
生活用品の 持込等	長年使い慣れた生活用品をお持ちになることは可能ですが、居室スペースに 限りがありますので、制限される場合もあります。また、小物等には必ず氏名 をご記入ください。
食品の持込等	個人的な食料品・菓子類および飲料の持ち込みをされる場合には、衛生 管理の観点から、事前に職員にご相談下さい。また、介護事故防止のため、 他の入居者にむやみに配ることのないよう十分ご注意下さい。
飲酒等	施設側で提供するほかは飲酒できません
迷惑行為等	騒音等、他の入居者に迷惑となる行為はご遠慮願います。また、むやみに 他の入居者の居室等に立ち入らないようにしてください。
所持品の管理	できる限り、職員に管理を依頼してください
現金等の管理	できる限り、職員に管理を依頼してください
宗教活動 政治活動	施設内で他の入居者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮下さい
新聞購読	新聞を購読することも可能です（月々の購読料は自己負担となります）
動物飼育	施設内へのペットの持ち込みおよび飼育はお断りします

10. 相談・要望・苦情等の窓口

施設入居に関する相談、要望、苦情等はサービス提供責任者、第三者委員もしくは下記窓口までお申し出ください。

(1) 当施設利用相談室 窓口責任者 前田 修二

ご利用時間	平 日	午前 8 時～午後 5 時
電 話		0 9 7 2 - 2 7 - 8 6 2 2
面 接		相談室・会議室

(2) 第三者委員

- ①岩瀬 豊子 TEL 27-8629
- ②高野 信重 TEL 090-7847-4559
- ③高津 淳子 TEL 090-4581-3349

(3) 行政機関その他苦情受付機関

- ① 佐伯市役所 高齢者福祉課 介護保険課係
〒876-0853 佐伯市中村南町 1-1 電話 22-3117
- ② 大分県福祉保健部 高齢福祉課
〒870-8501 大分市大手町 3 丁目 1 番 1 号
電話 097-536-1111 (代)
- ③ 大分県国民健康保険団体連合会
〒870-0022 大分県大分市大手町 2 丁目 3 番 12 号 市町村会館
電話 (苦情専用) 097-534-8475

11. 法人および施設運営に関する情報の公開

社会福祉法人百徳会彦岳の太陽の運営に関する詳細 (財務状況・事業内容ほか) は、社会福祉法 介護保険法の規定により、随時、閲覧することができます。閲覧を希望される方は、直接事務職員までお申し出ください。

また、広報誌「彦岳の風」等においても情報の公開に努めていきます。

地域密着型介護老人福祉施設入居利用同意書

地域密着型介護老人福祉施設彦岳の太陽ユニット型を入居利用するにあたり、地域密着型介護老人福祉施設重要事項説明書を受領し、これらの内容に関して、担当者による説明を受け、これらを十分に理解した上で同意します。

令和 年 月 日

〔事業者〕

住 所 佐伯市大字狩生 418 番地 2
 社会福祉法人 百徳会
名 称 彦岳の太陽 ユニット型

〔説明者〕

職 種 生活相談員

氏 名 前田 修二

〔入居者〕

住 所

氏 名

〔代理人〕

住 所 〒

氏 名

電 話 () ー